

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第一課

1. 基本情報

国名：インド

案件名：インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム（フェーズ2）（Program for Japan-India Cooperative Actions towards Sustainable Development Goals in India Phase 2）

L/A 調印日：2023年12月21日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国におけるSDGsに係る開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インド政府は、連邦政府の長期的政策戦略・プログラムの設計及び連邦政府や州政府に対し関連する技術的助言を与えることを任務とする政府のシンクタンク機関としてインド行政委員会（National Institution for Transforming India Aayog、以下「NITI Aayog」という。）を2015年に設立し、NITI Aayogを調整主管部局として、SDGsの17のゴール毎に関連するインド政府の取り組みやスキームをリストアップし、さらにSDGsのターゲット毎に主管省庁を指定し、インド政府一体でSDGs達成の取り組みを推進している。並行して、インド政府は、2017年7月に国連で行われた「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（High-level political forum on sustainable development、以下「HLPF」という。）」において、同年のテーマとなった各ゴールに関し、達成に向けた計画を発表する自発的国家レビュー（Voluntary National Review）国となる等、SDGs達成に向け積極的に取り組んでいる。2020年のHLPFでは、今後10年の行動計画を策定し、地域の課題特性に応じた優先順位付けや地域でのSDGs達成度合いを測る取り組みを進めるとした。さらに、NITI Aayogは2018年1月に、インド全土の766の県（district）のうち、SDGs達成に向けて進捗が遅れている112の県（district）をAspirational Districts（以下「AD」という。）に指定し、開発の遅れる5分野（保健・栄養、教育、農業・水資源、金融包摂性・技能研修、基礎インフラ）での取り組みを促進し、もって全土でのSDGs達成を目指すプログラム（Aspirational Districts Programme。以下「ADP」という。）を開始した。加えて、2023年度予算演説でシタラマン財務大臣がADPの成果を県（district）の一段下の行政体である郡（block）にまで普及・促進するためにAspirational Blocks Programme（以下「ABP」という。）を実施することを発表した。

しかしながら、国連によって設立された非営利団体のネットワークであるSustainable Development Solutions Network（以下「SDSN」という。）のモニタリングによれば、2022年のインドのSDGs達成スコアは60.3と全163カ国中121位であり、アジア地域の平均スコア65.9よりも低い。17のゴール別の達成

状況についても、ゴール 12（責任ある消費と生産）とゴール 13（気候変動）を除いては未達成の状況であり、インドにおける SDGs 達成に向けた課題は多い。SDSN の分析において、G20 の中でもインドの SDGs 達成は多くの目標の中でも最も遅れているとされており、同国の SDGs 達成はグローバルな SDGs の目標を達成する上で重要な役割を担っている。

このような状況に対して、インド政府は円借款「インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム」（以下「フェーズ 1」という。）（2019 年 1 月 L/A 調印、承諾額 150 億円）を通して、各州における SDGs の達成状況をランキング化し、取り組み状況をモニタリングするためのオンライン・ダッシュボードを導入した。フェーズ 1 の政策マトリクスで設定された政策アクションは全て計画通り実施され、SDSN によるインドの SDGs 達成スコアも 59.1（2018 年）から 60.1（2021 年）に改善した。「インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム（フェーズ 2）」（以下「本事業」という。）は、フェーズ 1 の成果を踏まえ、SDGs の達成に向けた更なる取り組みを促進するものである。支援対象範囲を ADP のみならず ABP にまで拡大して SDGs 達成に係る政策の実施促進を行うものであり、日印の人的交流・パートナーシップ強化、さらにはインドでの SDGs 達成を通じた「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現に取り組むものであり、優先度の高い事業として位置付けられる。

（2）当該国の SDGs に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対インド国別開発協力方針（2016 年 3 月）では、同国における高度経済成長が持続的なものとなるために、我が国として貧困削減・社会セクター開発に資する支援を行うと定められており、本事業は、重点分野「持続的で包摂的な成長への支援」の協力プログラム「農業・農村開発プログラム」、「基礎的社会サービス向上プログラム」、「上下水道・衛生改善・公害防止対策プログラム」等の関連事業に位置付けられる。さらに、同方針の留意事項においては、緊密で継続的な政策対話を通じて政策マトリクスに相互に合意し、モニタリングとレビューを実施し、政策アクションの進捗を根拠として支援を行うプログラム・アプローチに基づく支援が、被援助国のオーナーシップ向上等に資することから、その漸進的な推進に留意するとされている。

対インド JICA 国別分析ペーパー（2018 年 3 月）においても、JICA が取り組むべき開発課題の中で協力のアプローチの一つに「インド政府の全国展開プログラムへの貢献」を掲げており、これまでの円借款案件における実地経験等をプログラム・ローン等を通じて政府関係機関へフィードバックし、上位政策へ貢献することを検討するとしている。本事業はこれらの方針に合致する。

また、本事業は、多岐にわたる JICA グローバルアジェンダと合致する。具体的には「民間セクター開発」、「農業・農村開発」、「保健医療」、「栄養の改善」、「教育」、「ガバナンス」、「持続可能な水資源の確保と水供給」の各アジェンダにおいて重点的に取り組むとされる各クラスターと合致する。更に、本事業は日本国政府の SDGs 実施指針の具体的施策である「開発協力における SDGs 主流化」及び「開発途上国に対する SDGs 実施体制支援」を推進するものである。本事業で実施する日印の人的交流・パートナーシップ強化の活動は、「自由で開かれたインド太平洋構想（Free and Open Indo-Pacific : FOIP）」の取り組みの柱である「多層的な連結性」にも寄与するものである。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、対インド支援枠組（Country Partnership Framework）の 2018 年～2022 年版において、「資源効率的な成長、競争力の強化、人的資源への投資」を重点分野として掲げ、経済成長への支援とともに SDGs においてインドが遅れている保健や教育等のテーマに対する支援を、「人的資源への投資」の下で展開している。

アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下「ADB」という。）は、支援戦略（Country Partnership Strategy）2018 年～2022 年版において、インドの SDGs 達成のための取り組みを支援するとし、「経済競争力の強化、包括的なインフラネットワーク・サービス、気候変動対策」への支援を三つの柱として掲げている。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、インドにおける SDGs に関する各種政策の枠組みや実施体制の強化及び開発計画の実施促進の支援を行うことで、同国の社会開発分野における SDGs の推進と政策改善を図り、もって 2030 年の SDGs 達成に貢献するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

インド全土

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

112 の AD 及び 500 の AB の住民

（４）事業内容

本事業では、インド政府が 2018 年 1 月から取り組んでいる ADP 及び 2023 年 2 月から取り組んでいる ABP を対象とし、フェーズ 1 での取り組みを踏まえつつ年度毎に達成すべき政策アクションと政策マトリクスを設定し、その達成状況をインド政府と JICA の双方でモニタリングすることで政策アクション達成を促進する。政策マトリクスの代表的な達成目標と政策アクションは下表の通り。既存のインド政府による政策の実施を後押しするとともに、フェーズ 1 で

得られたベストプラクティスの横展開（JICA 事業への活用の検討含む）や先駆的な取り組みを進める AD や AB の行政官による知見共有のセミナー、産官学の有識者らによるフォーラムの開催等を通じた日印のパートナーシップ強化にも取り組む。また ADP 及び ABP の特徴である、各地域での取り組みをランキング化し、地域間の競争性・自発性を促進することを通じて SDGs の達成状況を底上げする政策アプローチの有効性を検証する。それらをふまえて、インドの SDGs 達成に向けた政策提言を NITI Aayog が取りまとめ、関連省庁とも連携した政策策定機能の強化を図る。

取組	政策目標（2030 年）
課題	本事業中（2023/24~2025/26 年度）の主な政策アクション
本事業全般/グローバル・パートナーシップの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs 関連政策の実施促進及び事業の評価・モニタリング体制強化 ・ 人的交流の促進と知見共有を通じた行政機関の能力強化と日印関係の深化 ・ フェーズ 1 の成果に基づいた政策提言機能の強化
保健・栄養	<ul style="list-style-type: none"> ・ ADP と ABP の実施を通じた SDGs 関連指標改善への寄与度が分析される。 ・ 実施機関、AD 及び AB の行政官を対象とした日印の人的交流・人材育成プログラムが実施される。 ・ ベストプラクティス／教訓がとりまとめられ、他地域での展開の検討、関係省庁による政策提言・協議が実施される。
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療体制の強化 ・ 母子栄養改善・定期健診の取り組み促進 ・ 全ての妊婦が産前産後ケアを受けることのできるロードマップが作成され、かかるケア体制が構築される。 ・ 妊婦の定期検診受診率 100%の達成に向けたロードマップ案が策定され、活動の継続に向けた体制が構築される。
農業・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初・中等教育での継続的な学習を通じた学習成果の向上 ・ 女子・障害児を含む誰もが通いやすい学校環境の整備 ・ 初等教育から中等教育への進学率 100%の達成に向けたロードマップ案が策定され、活動の継続に向けた体制が構築される。 ・ 教育施設に設置された衛生的なトイレの運営維持管理に係る計画が策定され、維持管理体制が構築される。
農業・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多品種栽培・高付加価値作物の生産量強化による農家収益の強化 ・ 実施機関による分析を踏まえた高付加価値作物の生産拡大のための施策が導入され、実施機関により必要なサポートが提供される。 ・ 農業生産者団体の機能強化・組織持続性の改善に向けた提言案が、実施

	機関から支援対象地に共有される。
金融包摂性・技能研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層向けの技能研修獲得機会の拡充 ・ 金融包摂と社会保障の対象範囲の改善
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャップ分析の結果やステークホルダーの要望を踏まえ、技能研修を受けた若年層の雇用率の向上に向けたロードマップが策定される。 ・ 金融包摂及び金融リテラシーの拡大と経済成長の機会を強化するためのロードマップが策定される。
基礎インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット普及率の改善 ・ 上水道（公共水栓等含む）にアクセス可能な世帯数の拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連省庁による連携が促進され、行動計画に基づいた取り組みが実施される。 ・ 水道接続率 100%の達成に向けたロードマップが策定される。

(5) 総事業費

円借款額：15,301 百万円

(6) 事業実施期間

本事業の財政支援開始はフェーズ1の貸付完了後の2021年4月1日からとする。貸付実行は三つのトランシェに分かれ、第一トランシェは2021年4月から2023年12月までの政策アクションを対象とし、2024年3月の貸付実行を予定している。第二トランシェ、第三トランシェも同様に、それぞれ2024年12月、2025年12月までの政策アクションを対象に、2025年3月、2026年3月に貸付実行を予定。各トランシェのディスバースについては、実施機関、JICA及び関連省庁からなるプログラムモニタリング委員会（Programme Monitoring Committee。以下「PMC」という。）での政策アクションの達成確認をもって行う。第三トランシェの貸付完了（2026年3月を予定）をもって事業完成とする。

(7) 事業実施体制

- 1) 借入人：インド大統領（President of India）
- 2) 保証人：なし
- 3) 事業実施機関：インド行政委員会（NITI Aayog）
- 4) 運営・維持管理機関：なし

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

特になし。

2) 他援助機関等の援助活動

国際連合開発計画（UNDP）はNITI Aayogと連携しADPの評価レビューを2020年に実施済み。UNDPは今後の協力に関心があることを確認しており、評価・モニタリングやベストプラクティスの普及において協力の可能性

がある場合は実施機関及び UNDP と検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

① 気候変動対策関連案件 :

本事業は政策アクション(基礎インフラ)の中で、各世帯の上水道接続が促進されることで、将来的な気候変動の影響により悪化が懸念される渇水時においても、安定した水供給の確保につながることから、気候変動対策(適応)に資する。

3) ジェンダー分類 : ■GI(S)(ジェンダー活動統合案件)

<活動内容/分類理由>

妊婦の定期健診受診率向上に関して具体的取組みや指標等を政策マトリクスにおいて確認・合意している。また、同政策マトリクスには初等教育から中等教育への進学率に関するジェンダー別のデータ把握が含まれており女子の進学率に関してモニタリングがなされるほか、学校における衛生的な女子トイレの設置率及び質の向上が含まれており、女子の就学環境改善が期待される。

(10) その他特記事項

フェーズ1では有償勘定技術支援を通じて、本事業が掲げる重点5分野において日本企業を含む産官学の有識者らによる成功事例や教訓等の共有を目的とした日印フォーラムの開催、実施機関と協働した事業モニタリングの実施、またADやABの能力強化に取り組むことで、政策アクションの達成を促進した。本事業においても有償勘定技術支援の活用により、フェーズ1同様の日印フォーラムの開催及び能力強化を継続的に支援するとともに、インドの行政官向けの研修を通じた人的交流の促進や知日派の育成の取り組みの強化、また本事業のベストプラクティスを活用した既往事業・実施中事業の開発効果の拡大や政策提言機能の強化といった付加価値向上に取り組む。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム(運用・効果指標)

指標名	基準値 (2023年6月時点)	目標値 (2026年3月) 【本事業完了時】
【保健・栄養】		
医療施設で出産する妊産婦の割合	68.1%	75.0%
周産期に4回以上の定期検診を受ける妊産婦の割合	86.8%	92.0%
【教育】		
全ジェンダーにおける初等教育から中等教育への進学率	79.2% (内、女子児童 79.0%)	85.0%
学校への衛生的な女子トイレの設置率	91.7% (但し、故障中や非衛 生的なトイレ含む)	95.0%
【農業・水資源】		
全農作物生産に対する高付加価値作物の生産割合	25.7%	30.0%
【金融包摂性・技能研修】		
技能研修を修了した若年層の雇用率	45.2%	50.0%
政府傷害保険への10万人当たりの加入者数	16,228人	35,000人
【基礎インフラ】		
インターネットに接続可能な地域の割合	71.5%	80.0%
上水道（公共水栓等含む）にアクセス可能な世帯の割合	78.5%	90.0%

(2) 定性的効果

インド中央政府のSDGs達成状況のモニタリング体制の強化、SDGsに関連した日本からの技術的インプット等の日本・インド間の協力体制の推進、SDGs分野における中央政府及び各州・各県・各郡の行政機関職員の能力強化及び研修や日印フォーラム等を通じた日印の人的交流の推進等。

(3) 内部収益率

プログラム型借款案件のため、内部収益率は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア共和国向け円借款「気候変動対策プログラム・ローン（I～III）」（評価年度：2014年）の合同事後評価結果等からは、受入国の国内プロセス上持続可能な範囲を超えてデータを収集することによって生じる行政コストを最小化するために運用・効果指標は数を限定するべき、また、政策アクションの達成をモニタリングするための指標ではなく、事業の成果を測るための指標を選ぶべき、という教訓が導き出されているほか、事業のモニタリングに係る政策対話を続けていくことや追加的な能力向上のための技術支援の実施などが事業を成功させるための重要な要素とされている。また、インド国向け円借款「タミル・ナド州投資促進プログラム」（評価年度：2017年）では、有償勘定技術支援を通じた政策モニタリングや本邦企業も含む関係者間調整が行われ、政策アクションの円滑な進捗確認や実施促進の観点から、技術支援の実効性が認められた。

本事業においては、運用・効果指標を主管省庁が定期的にモニタリングできるものとし、数も限定するほか、政策アクションの結果として得られる成果を指標に設定する。フェーズ1の実施体制を参考としつつ、本事業でも実施機関と関係省庁からなるPMCを構築し、事業のモニタリングを行う予定。また、3.（1）及び（9）の通り、有償勘定技術支援を通じた地方行政体の組織能力強化や若手官僚の育成、日印間の意見交換フォーラム開催等を通じた日印関係者の人的交流・連携強化、及び既往事業・実施中事業とのシナジー・開発効果の拡大による政策アクション・政策インプットの円滑な実施を検討している。

7. 評価結果

本事業はSDGsに関する各種政策の実施促進や実施体制の強化を通じてインドのSDGs達成支援を図るものであり、インドの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致する。また、本事業はインド政府がインド全土のSDGs達成に向けた取り組みとして、インド政府のSDGs達成状況のモニタリングを行う仕組みの未導入地域への導入・拡大を支援すると同時に、特に遅れているとされる県、郡の底上げを行うADP及びABPを支援するものであり、5分野（保健・栄養、教育、農業・水資源、金融包摂性・技能研修、基礎インフラ）への支援を通じてSDGsの11のゴール（1、2、3、4、5、6、8、9、10、11、13）に貢献するとともに、実施手段・体制の改善を通じてゴール17にも貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- （1）今後の評価に用いる指標
4.（1）～（3）のとおり。
- （2）今後の評価スケジュール
事業完了時

以上